

相談支援センター

 sprout

希望にそった障害福祉サービスを利用するための支援



自分にあった障害福祉サービスを受けたい人へ

since 1983



わかくさ
福祉会



「計画相談支援」に特化した事業所

障害福祉サービス（就労移行支援事業所や就労継続支援 B 型事業所、グループホーム、ホームヘルパー等）を利用する際、サービスを利用するための計画書案と計画書（「サービス等利用計画（案）」）が必要となります。

sprout（スプラウト）では、「サービス等利用計画（案）」の作成に始まり、サービスの利用状況を確認しながら、ご本人の希望や必要に応じ、サービスの調整や見直しを行います。

希望に合った
福祉サービス計画をサポート

sprout の 計画相談計画支援とは



1 「サービス等利用計画（案）」を作成します。

面談等により、ご本人やご家族の状況、将来の意向や希望を聞き、適切な障害福祉サービスや社会資源の組み合わせを提案し、本人の目標や支援方針を盛り込んだ計画書案と計画書を作成します。

2 「モニタリング」を実施します。

障害福祉サービスの利用状況を確認するため、定期的に、自宅やサービス提供事業所の訪問や、面談を通して、ご本人や担当者から話を聞きます。

3 障害福祉サービスや関係機関との 「コーディネート」を行います。

ご本人の希望や必要に応じ、障害福祉サービスの調整や見直しのため、サービス提供事業所や自治体、医療や福祉、教育等の機関と連絡調整します。

計画相談支援 Q & A

Q. 障害福祉サービスとは何ですか？

A. 「障害福祉サービス」とは、障害者総合支援法に基づいて障害者や難病患者を対象に行われる支援の総称です。支援の種類は大きく分けて2つあり、1つは日常生活の介護支援を行う「介護給付」、もう1つは自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」になります。それらのサービスを提供をする事業所を「サービス提供事業所」と言います。

Q. 障害福祉サービスを利用する人が対象とのことですが、どの時点で相談したらいいのでしょうか。

A. 利用するサービス提供事業所が決まり、事業者の方もそのことを了解している時点でご連絡をください。

**Q. 計画相談支援を利用するのにお金はかかりますか？
また紹介状などは必要ですか？**

A. 利用するのにお金はかかりません。紹介状も必要ありませんが、ご本人の了解を得て、サービス提供事業所や支援機関に情報提供を求めることがあります。

Q. モニタリング以外でも、相談にのってくれるのですか。

A. 電話による相談対応は適宜行っています。緊急時や障害福祉サービスを終了する時、変更したい時には、モニタリング以外でも訪問や面談を行います。

障害福祉サービスを利用するための
手続きがわからない…

ひとりで障害福祉サービス
利用していくのは不安…

あなたにあった障害福祉サービスを一緒に考えます

計画相談支援のながれ

1. 相談受付

まずはご本人、支援機関からお電話ください。
氏名・利用するサービス・利用されたい時期等
についてお伺いします。

2. 面談及び契約

面談の上、計画相談支援の契約を交わします。
契約や利用に関して自己負担は発生しません。

3. 認定調査

市区町村から心身の状況にかかる調査（認定調
査）を受けます。

4. 「サービス等利用計画(案)」の作成

障害福祉サービスを利用するための計画書案
（「サービス等利用計画案」）を作成します。

5. 支給決定

市区町村にて、ご本人やご家族の状況、サービス
利用の目的や意向、「サービス等利用計画案」を
踏まえて、利用できるサービスの量を決定し、「障
害福祉サービス受給者証」を発行します。

6. 「サービス等利用計画」の同意・交付

支給決定に基づいた計画書（「サービス等利用計
画」）に同意いただきましたら「サービス等利用計
画」が確定します。

7. サービスの利用開始

障害福祉サービスの利用がスタートします。

8. モニタリング

必要な期間ごとに面談を行い、サービスの利用状
況の確認を行います。状況によっては計画の見直
しも行います。

9. サービスの変更や追加、 「障害福祉サービス受給者証」の更新

ご本人の意向や希望、状況によっては、「サービス
等利用計画」の見直しを行い、サービス提供事業
所の変更や、サービスの更新や追加を行います。
また、「障害福祉サービス受給者証」には更新月が
あるため、更新の際は、ご本人と面談しながら、新
しい「サービス等利用計画案」を作成いたします。



〒192-0046
八王子市明神町 3-16-8 エマイユ 1F

相談支援センター



運営概要

ご利用
できる方

利用する「サービス提供事業所」が
決まっている方

開所時間

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

休 み

土曜日、日曜日、祝日、
年末年始(12月29日～1月4日)

スタッフ

3名

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 相談支援専門員
- 「東京都精神障害者地域移行促進事業における地域移行関係職員に対する研修」修了者
- 「東京都強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」修了者

運営法人

特定非営利活動法人 わかくさ福祉会

まずはお気軽にお電話ください！

042-649-5890

FAX 042-644-5810

お問い合わせフォームからの
ご相談も可能です→

